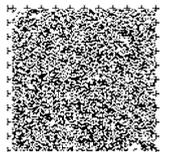


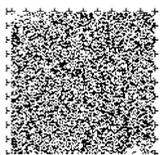
荒川区障がい者総合プラン

第5期荒川区障がい者プラン
(令和6年度～令和11年度)

第7期荒川区障がい福祉計画
第3期荒川区障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月





「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ」の実現を目指して

荒川区では、平成30年3月に「荒川区障がい者総合プラン」を策定し、誰もが幸せを実感できるあたたかい地域社会の実現に向け、様々な障がい者福祉施策を展開してまいりました。

具体的には、平成30年7月の荒川区手話言語条例の制定をはじめ、令和元年11月の荒川区自殺対策計画の策定、令和2年12月の基幹相談支援センターの開設、令和4年4月の医療的ケア児等地域コーディネーターの配置など、各施策を充実してきたところです。

一方、国においては、障害者総合支援法等の改正により、障がい者の重度化・高齢化や親なき後を見据えた地域生活支援拠点等の整備推進などが盛り込まれたことに加え、児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターの地域支援等の中核的役割が明確化されるとともに、さらなる機能強化が図られるなど、共生社会の実現に向けた取組が進められています。

そのような中、荒川区においても、医療的ケア等や強度行動障がいを含む障がいの重度化や高齢化に対応したきめ細やかな地域生活支援の体制の整備や、地域の障害児通所支援の中核的な支援機関である児童発達支援センターの稼働など、より一層の取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、このたび、今後6年間の障がい者福祉施策の方向性を示す新たな「荒川区障がい者総合プラン」を策定しました。本プランでは、平成30年に策定したプランの重点施策を継承するとともに、新たに「医療的ケア児等への支援」を重点施策に加え、9つの重点施策を設定しました。改めて、住み慣れた地域で誰もが互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指して、本プランに掲げた施策の推進に全力で取り組んでまいります。

最後に、本プランの策定に当たり、貴重な御意見、御提言を頂きました策定委員会の皆様をはじめ、御協力頂きました区民の皆様や区内の障がい者団体をはじめとする関係者の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、本プランの推進に向け、関係する皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

荒川区長
西川 太一郎

